

無料船員職業紹介事業者の皆様へ

2022年4月スタート

船員の
働き方改革

船員職業安定法等の改正

～適正な就業機会の確保のために～

海事局船員政策課

国土交通省では、将来にわたって船員を安定的に確保していくため、船員という職業がより魅力的で、働きがいのある職業となるよう「船員の働き方改革」を進めています。

令和3年5月には、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第43号）が公布され、同法により、**船員職業紹介における求人申込みの不受理事由の追加等を内容とする船員職業安定法の改正**が行われました。

今般、**無料船員職業紹介所を運営している皆様に向けて、船員職業安定法の改正及び同法の施行に併せて変更される手続き等**について、説明資料を配布させていただきます。

今回の制度改正は、令和4年4月1日から施行されますので、ご理解いただきますとともに、施行に伴う所要の対応をお願いします。

なお、ご不明な点等あれば、最寄りの地方運輸局船員職業安定業務担当課（8ページ）までご連絡願います。

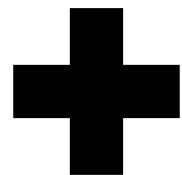
1. 求人者の不受理事由の追加

- ✓ 船員職業紹介機関（無料船員職業紹介事業者等）は、不受理事由に該当する求人者からの求人者の申込みを受理しないことができます。
- ✓ 求人者は、船員職業紹介機関から自己申告の求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければなりません。

求人者の不受理事由

改正前

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人



改正により追加

ポイント

労働関係法令違反のある事業者等の求人を受理しないことができます。求人者に自己申告を求め、不適切な事業者への紹介を防止しましょう。
※別添のリーフレット、チェックシートを参照して下さい。

改正後

- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団など（※）による求人
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ 船員職業紹介機関からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

- ✓ 無料の船員職業紹介事業の許可について、陸上の職業紹介事業の許可と同様に、欠格事由が整備されます。

無料船員職業紹介事業の許可に係る欠格事由(船員職安法第35条)

- ① 禁錮以上の刑を受け、又は一定の労働関係法律の規定若しくは暴力団・暴力行為関係規定に違反して罰金刑を科された後一定期間を経過しない者
- ② 労働保険・社会保険関係法律の規定に違反して罰金刑を科された後一定期間経過しない者
- ③ 心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑤ 法令違反等により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ⑥ 無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された法人において役員であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
- ⑦ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から一定期間経過しない者（＝暴力団員等）
- ⑧ 未成年者であって、その法定代理人が①～⑦又は⑨のいずれかに該当するもの
- ⑨ 法人であって、その役員の中に①～⑧のいずれかに該当する者があるもの
- ⑩ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑪ 暴力団員等とその業務に従事等させるおそれのある者

3. 労働条件変更時の明示義務

職業紹介における求人申込みから契約締結までの流れ

※赤字・赤枠部分が今回の改正箇所

① 【求人者→無料船員職業紹介所】
求人申込み時に、従事すべき業務の内容・労働条件の明示

(船員職安法第42条により準用される第16条第1項)

② 【無料船員職業紹介所→求職者】
紹介時に、従事すべき業務の内容等の明示

(船員職安法第42条により準用される
第16条第2項)

求人者が従事すべき業務の内容等
等を変更等(変更、特定、追加、
削除)するとき

③ 【求人者→求職者】
従事すべき業務の内容等の変更等の明示

ポイント

労働条件の変更等をするときは、次により、変更内容等を求職者に適切に明示しなければなりません。

- ・ 変更内容等を対照できる書面の交付
- ・ 求職者が考える時間を確保できるよう速やかな明示
- ・ 変更等の理由の適切な説明

④ 【船舶所有者→船員】
雇入契約(雇用契約)締結前の書面交付

⑤ 雇入契約(雇用契約)の締結

⑥ 【船舶所有者→船員】
雇入契約の成立時の書面の交付

4. 求人票等の見直し

ポイント

令和4年4月1日より、無料船員職業紹介許可事業者が備え置くべき求人票、求職票の様式が変わります。

求職者が知りたい船内設備等の情報が把握できるように項目が追加されます。

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件（昭和24年運輸省告示第10号）の一部改正

求人票(改正後、抜粋)

船内設備面における男女別の対応状況など

【求人票】

船内LAN等の設備、男女別の設備の対応状況、司厨専門の乗組員の乗船状況等の項目の追加など

【求職票】

家族構成の項目の削除など

(注)

男女雇用機会均等法により、募集・採用等について性別を理由とした差別的取扱いは禁止

求人票													
								公開希望	有・無				
求人申込年月日	年	月	日	紹介期限	年	月	日	受付年月日	年	月	日	紹介所名	
求人者	名称又は氏名				所在地	郵便番号()		電話番号()					
	面接担当者	部 課(役職) (氏名)			(住所又は連絡先)								
代理人	名称又は氏名				所在地	郵便番号()		電話番号()					
	代理人契約書又は委任状	有・無			(住所又は連絡先)								
用船形態等	船主				用船者								

求人者の概要	加盟船主団体				労働協約締結	有(締結組合名) ・無		就業規則	有・無	給与規定	有・無		
	会社設立年月			資本金	万円	従業員数	人(陸員 人・海員 人)						
	保有船舶数	隻・総トン数 トン			主要輸送品目又は漁業種類								
配乗予定船舶	船種	船名		航行区域又は従業制限及び従業区域			総トン数		トン				
	機関・出力	キロワット		船齢	年	船籍港	港	乗組員数	人				
	主要航路又は主な操業海域				主要積載貨物又は漁業種類								
	船員居室	(専用・共用)			船内LAN、Wi-Fi設備への対応状況			(対応済・未対応)					
	設備面における男女別の対応状況 (女性船員がおらず未対応の場合は採用する際の予定を備考欄に記載)							(対応済・対応予定)					
司厨専門の乗組員の乗船状況 (乗船の場合は下記備考欄に「常駐」や「乗船期間」等を記載)							(乗船・不在)						

無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、

「両替、質屋、酒類の販売」 が禁止され、
「飲食店、日用品の販売、宿泊所」 を行う場合は国土交通大臣の許可が必要

でしたが、今般の船員職業安定法改正により**兼業制限が廃止**されました。

ポイント

令和4年4月1日以降は、兼業を行う場合に、特段の手続きは必要ありません。
現に許可を受けて兼業をしている事業者においても、特段の手続きは必要としません。
現に受有している「船員職業紹介事業者兼業許可証」は、令和4年4月1日以降に当該事業者において廃棄しても差し支えありません。

地方運輸局等名	課名	電話番号
北海道運輸局	船員労政課	0 1 1 - 2 9 0 - 1 0 1 4
東北運輸局	船員労政課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 5
関東運輸局	船員労政課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 1
北陸信越運輸局	船員労政課	0 2 5 - 2 8 5 - 9 1 5 7
中部運輸局	船員労政課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 8
近畿運輸局	船員労政課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 5
神戸運輸監理部	船員労政課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 9
中国運輸局	船員労政課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 9 2
四国運輸局	船員労政課	0 8 7 - 8 0 2 - 6 8 1 7
九州運輸局	船員労政課	0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 5 9
沖縄総合事務局	船舶船員課	0 9 8 - 8 6 6 - 1 8 3 8